

6月10日付

改正入管難民法が成立

申請中の送還可能に

外国人の収容・送還のルールを見直す改正入管難民法=★NEWSの言葉=が9日、参院本会議で、自民、公明、日本維新の会、国民民主党など計賛成多数で可決、成立した。入管施設の長期収容解消を目的に、難民申請中の強制送還止を原則2回に制限する。本国で迫害を受ける恐れがある人を帰してしまった際は根強く、立憲民主党と共産党は反対した。公印後、1年以内に順次施行される。

入管当局は、送還を逃れる傾向で難民申請を繰り返すケースが多いとしており、不法滞在者で強制送還相手の理由」を示さなければ送還されない。送還を拒み航

の生活を認める。収容中は3ヵ月以上に必要性を見直す。また、認定基準に満たず、まだ認定基準に満たない場合に補完的

の音楽多藝氏は「日本人と外国人が健全に共生する社会を実現するために必要な開かれた多様の義務が一部許可する。ウクライナ難民らが想定される。

明。採決に先立つ討論で、立民の石川大我氏は「國藏も改正案が提出されたが、名古屋出入国在留管理局で同年3月、スリランカ人女性ウイシュマ・サンタマリ

3回目の難民申請に「難民認定すべき相手の理由」を示さなければ送還する

不法滞在で入管施設に収容された外国人の拘束を一時的に解く「監理措置」を新設

施設収容中は、3ヵ月ごとに収容の必要性を見直す

難民認定に至らないものの、準じる立場の人を「補完的保護対象者」として在留を認める

送還を拒み航空機内では難民に該当する行為には刑事罰

さん=当時(33)=が死んで立派な問題を抱いて立候選となりた。

を参考に提出。立民は政府を採決阻止のため、法務省と農林水産省との間で審議解任決議案と不適格法相の問責決議案を提出したが、いずれも参院本会議で否決された。